

令和 7 年守山市議会 3 月定例会月会議提出予定議案

1 付議件数

専決案件	— 件	その他の案件	2 件
認定案件	— 件	諮問案件	4 件
予算案件	17 件	推薦案件	— 件
条例案件	10 件	提出案件計	34 件
人事案件	1 件	(報告案件)	— 件

提出日 令和 7 年 2 月 21 日

2 議案概要

【議第 1 号】 令和 6 年度守山市一般会計補正予算（第 6 号）

歳入歳出補正額 191,000 千円（補正後の額 37,692,272 千円）

【議第 2 号】 令和 7 年度守山市一般会計予算

歳入歳出予算額 36,820,000 千円

【議第 3 号】 令和 7 年度守山市国民健康保険特別会計予算

歳入歳出予算額 6,780,000 千円

【議第 4 号】 令和 7 年度守山市水道事業会計予算

収益的收入額	1,515,590 千円
収益の支出額	1,480,508 千円
資本的收入額	415,720 千円
資本の支出額	894,127 千円

【議第 5 号】 令和 7 年度守山市土地取得特別会計予算

歳入歳出予算額 253,400 千円

【議第 6 号】 令和 7 年度守山市下水道事業会計予算

収益的收入額	2,484,849 千円
収益の支出額	2,468,318 千円
資本的收入額	843,558 千円
資本の支出額	1,672,378 千円

【議第 7 号】 令和 7 年度守山市病院事業会計予算

収益的收入額	300,656千円
収益の支出額	180,177千円
資本的收入額	167,969千円
資本の支出額	227,927千円

【議第 8 号】 令和 7 年度守山市育英奨学事業特別会計予算

歳入歳出予算額	21,500千円
---------	----------

【議第 9 号】 令和 7 年度守山市介護保険特別会計予算

歳入歳出予算額	
＜保険事業勘定＞	5,978,000千円
＜サービス事業勘定＞	21,700千円

【議第10号】 令和 7 年度守山市後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入歳出予算額	1,248,000千円
---------	-------------

【議第11号】 令和 6 年度守山市一般会計補正予算（第 7 号）

歳入歳出補正額	1,266,600千円（補正後の額	38,958,872千円）
---------	-------------------	---------------

【議第12号】 令和 6 年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

歳入歳出補正額	△123,710千円（補正後の額	6,834,056千円）
---------	------------------	--------------

【議第13号】 令和 6 年度守山市水道事業会計補正予算（第 3 号）

資本的收入額	116,900千円（補正後の額	520,770千円）
資本の支出額	173,459千円（補正後の額	993,122千円）

【議第14号】 令和 6 年度守山市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

歳入歳出補正額	15,000千円（補正後の額	264,100千円）
---------	----------------	------------

【議第15号】 令和 6 年度守山市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

資本的收入額	52,800千円（補正後の額	806,870千円）
資本の支出額	63,045千円（補正後の額	1,788,931千円）

【議第16号】 令和6年度守山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

＜保険事業勘定＞

歳入歳出補正額 △24,553千円（補正後の額 6,156,638千円）

＜サービス事業勘定＞

歳入歳出補正額 △8,500千円（補正後の額 28,589千円）

【議第17号】 令和6年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出補正額 28,662千円（補正後の額 1,236,843千円）

【議第18号】 守山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の改正に伴う引用条項ずれの整備を行おうとするもの

（施行期日） 令和7年4月1日

【議第19号】 守山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例および守山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 仕事と生活（育児・介護）の両立支援の拡充を図るために、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）等が改正されたことに伴う所要の改正を行おうとするもの

（1）守山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

ア 超過勤務の免除対象を「3歳未満の子を持つ職員」から「小学校就学前の子を持つ職員」に拡大する。

イ 介護両立支援制度（職員が仕事と介護の両立に必要な制度）を利用できるように、次の支援体制を確立する。

（ア）家族の介護の必要性が生じた職員に介護両立支援制度を説明し、利用の意向を確認する。

（イ）職員が40歳に達する年度に介護両立支援制度の情報提供を行う。

（ウ）職場環境の整備（研修等の開催、相談窓口の設置等）を行う。

（2）守山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児・介護休業法改正に伴う引用条項ずれの整備

（施行期日等）

（1）施行期日 令和7年4月1日（経過措置規定は公布の日から施行）

（2）経過措置 新制度による超過勤務の免除申請は、施行日前に行える。

【議第20号】 守山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

(改正概要) 本市の一般職の職員、教育公務員、上下水道事業の職員の給与を人事院勧告に準じて改正を行おうとするもの

(1) 改正する条例

- ・ 守山市職員の給与に関する条例
- ・ 守山市教育公務員の給与に関する条例
- ・ 守山市水道事業および下水道事業の職員の給与の種類および基準に関する条例

(2) 改正内容

ア 昇給制度の改正

給与体系の見直しに伴い、行政職給料表の7級相当の職員の昇給号数を3号から4号に引き上げる。

イ 給料表の号給切替え

若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等採用時の給与改善を図る。

ウ 扶養手当の改廃（令和7年度に限り激変緩和措置あり）

(7) 配偶者の扶養手当を廃止する。

(1) 子の扶養手当の支給月額を「10,000円」から「13,000円」に引き上げる。

エ 地域手当の支給割合を「6%」から「5%」に引き下げる。

オ 通勤手当の1か月の支給限度額を「55,000円」から「150,000円」に引き上げ、新幹線等の特別料金を支給限度額の範囲内で全額支給対象とする。

カ 管理職員特別勤務手当の平日深夜に係る支給対象時間帯を「午前0時から午前5時まで」を「午後10時から午前5時まで」に拡大する。

キ 定年前再任用短時間勤務職員に対して住居手当を支給対象とする。

ク その他字句整備

(施行期日) 令和7年4月1日

※ 給料表の号給切替えは、令和7年3月31日現在の号給に応じて行う。

※ 施行日前に異動によって職務の級が変わった職員については、権衡上必要と認められる限度内で調整を行うことができる。

※ 扶養手当の改廃については、令和7年度に限り激変緩和措置を講じる。

	令和6年度(現行)	令和7年度	令和8年度以降
配偶者	6,500円	3,000円	(廃止)
子	10,000円	11,500円	13,000円

※ 施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員についても、改正後の規定に基づく通勤手当を支給する。

【議第21号】 地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用する会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 昇給時や民間人材等採用時の給与改善を図り、本市の会計年度任用職員（幼児教育職）の給料表の号給を、一般職の給料表に準じて切り替える。

（施行期日） 令和7年4月1日

【議第22号】 守山市税条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 現下の物価上昇に伴う鉱泉浴場の利用料金の状況を踏まえ、宿泊せずに入湯する者の入湯税について、課税免除する料金水準を引き上げるなどの改正を行おうとするもの

（1）入湯税の課税免除額の引上げ

宿泊せずに入湯する者の入湯税について、課税免除となる入浴利用料金を1,000円未満から1,500円未満（いずれも税抜き）へ引き上げる。

（2）番号法改正に伴う引用条項ずれの整備

（施行期日） 令和7年4月1日

【議第23号】 守山市都市計画税条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 番号法の改正に伴う引用条項ずれの整備を行おうとするもの

（施行期日） 令和7年4月1日

【議第24号】 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 建築基準法等の一部改正に伴い、本市の建築確認申請等の事務に係る手数料の見直しや新たに追加となる事務に係る手数料の新設を行おうとするもの

（1）建築基準法の一部改正関係

ア 構造計算書の添付が必要な建築物の規模が見直されることに伴い、審査手数料を新設する。

イ 構造計算書の添付が不要となる建築物の構造関係の審査が必要となることに伴い、審査手数料の見直しを行う。

ウ すべての建築物において省エネ基準への適合が義務化されることに伴い、住宅の審査手数料を新設する。

エ 建築物の既存ストックの有効活用を図るため、既存建築物に係る特例許可を継続するための認定手数料を新設する。

（2）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正関係

省エネ性能の適合性判定の審査が住宅においても必要となることおよび新たな評価方法が創設されたことに伴い、審査手数料を定める。

(3) その他字句および引用条項ずれの整備

(施行期日) 令和7年4月1日

【議第25号】 守山市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 国の基準に準じ、所定の研修の修了予定者を放課後児童支援員とみなす規定の有効期間を延長し、当該研修修了までの期限を支援員業務に従事してから2年以内と定める。

(施行期日) 令和7年4月1日

【議第26号】 守山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、レインボーロード沿道第3地区地区計画を策定し、地区整備計画を定めるに当たり、当該地区整備計画に規定する建築物に関する制限の実効性を担保するため、必要な改正を行おうとするもの

(1) 地区整備計画の名称

レインボーロード沿道第3地区地区整備計画

(2) 建築物に関する規定の追加

ア 区域内に建築することができる建築物（用途制限）

(ア) 工場または研究所の用途に供する建築物

(イ) 農林水産物の処理、貯蔵および集出荷に供する建築物

(ウ) (ア)および(イ)の建築物に附属するもの

(エ) (ア)で生産されたものの販売・飲食を目的とする店舗・飲食店

(オ) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物

(カ) (ア)～(オ)に類する建築物でレインボーロード沿道の土地利用に適合すると市長が認めたもの

イ 建築物の容積率の最高限度 10分の20

ウ 建築物の建ぺい率の最高限度 10分の6

エ 建築物の敷地面積の最低限度 5,000平方メートル。

(ただし、ア(オ)の建築物については、この限りでない。)

オ 壁面の位置の制限 1メートル以上

(建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離)

カ 高さの最高限度 12メートル

キ 既存の建築物等の制限を緩和する区域に当該整備計画を加える。

(施行期日) 公布の日

【議第27号】 守山市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例等の一部を改正する条例案

(改正概要) 水道法施行令等の改正による布設工事監督者および水道技術管理者の資格要件の拡大等に対応する改正を行おうとするもの

(1) 布設工事監督者の資格要件の拡大

	現行	改正後
実務経験	水道	水道、工業用水道、下水道、道路、河川
学歴・学科	土木工学科等	土木工学科等、機械科・電気科等
国家資格	技術士（上下水道部門）	技術士（上下水道部門）、1級土木施工管理技士

(2) 水道技術管理者の資格要件の整理等

実務経験は従来どおり水道に限ること、新たに1級土木施工管理技士の資格保有者（一定の水道実務経験が必要）を追加する等の整理を行う。

(3) 改正に伴う関連事項の整理

(施行期日) 令和7年4月1日

【議第28号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

(1) 施設の名称 守山市地域子育て支援拠点施設

(2) 指定管理者候補者 株式会社セリオ

代表取締役 黒崎 泰司

(3) 指定期間 令和7年11月1日から令和11年3月31日まで（3年5か月）

【議第29号】 市道の路線の認定および廃止につき議決を求めることについて

道路法の規定に基づき、次の市道の路線の認定および廃止を行うもの

(1) 路線の認定 1,905路線

(2) 路線の廃止 1,905路線

【議第30号】 守山市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法第423条第3項の規定に基づき、同意を求めるもの

酒井 登志雄（下之郷一丁目在住）再任（7期目）

任期 令和7年3月19日から（3年間）

【諮問第 1 号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき意見を求めるもの

いい やま ひろ あき
飯 山 博 昭 （守山五丁目在住）新任
任期 令和 7 年 7 月 1 日から（3 年間）

【諮問第 2 号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき意見を求めるもの

おお た とも まさ
太 田 智 真 （勝部三丁目在住）新任
任期 令和 7 年 7 月 1 日から（3 年間）

【諮問第 3 号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき意見を求めるもの

かわ もと しげ こ
川 本 成 子 （浮気町在住）新任
任期 令和 7 年 7 月 1 日から（3 年間）

【諮問第 4 号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき意見を求めるもの

てら た よし ひろ
寺 田 芳 弘 （欲賀町在住）3 期目
任期 令和 7 年 7 月 1 日から（3 年間）